

特別法人事業税が創設されました

令和元年10月
広島県



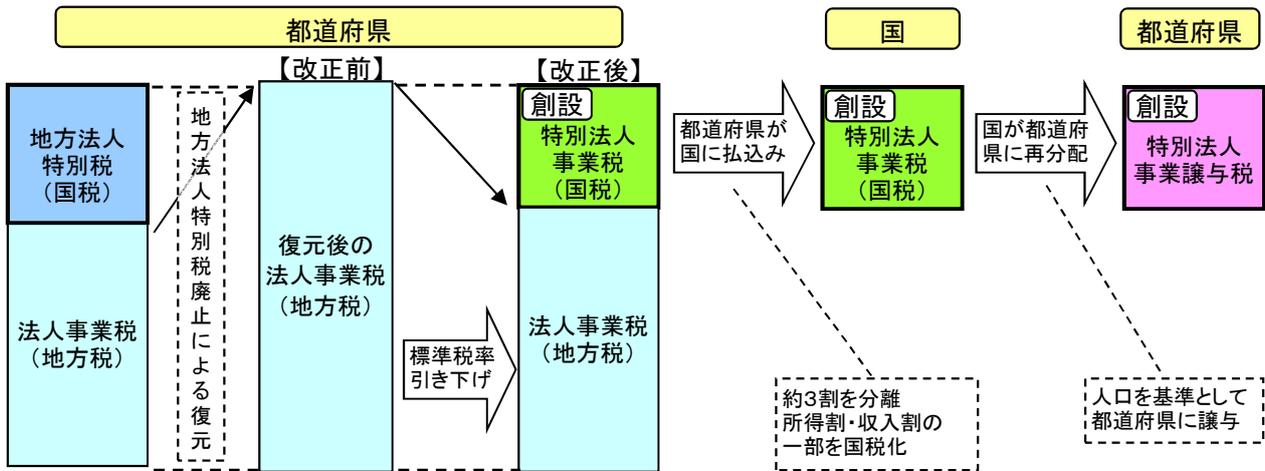
平成31年度の税制改正により、地方法人課税における税源の偏在性を是正するため、消費税率の引上げを含む税体系の改革として、地方法人特別税・譲与税が廃止されるとともに、復元後の法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税（国税）及び特別法人事業譲与税が創設されました。

ポイント

- ◆ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税に替えて、法人事業税とあわせて特別法人事業税の申告をすることとなります。
- ◆ 最初の事業年度の予定申告については、前年度の特別法人事業税額がないため、経過措置が設けられています。

制度の概要

特別法人事業税等に関する法律（令和元年10月1日施行）



<法人事業税の改正>

- 法人事業税（所得割・収入割）の標準税率が、復元後の税率から引き下げられます。

<特別法人事業税（国税）の創設>

- 法人事業税の上記税率引き下げ分相当に対応して、特別法人事業税（国税）が創設されます。
- 特別法人事業税は、法人事業税（所得割・収入割）の税額（標準税率分）に税率をかけて計算します。
- 都道府県に法人事業税とあわせて申告納付します。
- 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

<特別法人事業譲与税の創設>

- 特別法人事業税の税収は、都道府県に特別法人事業譲与税として譲与します。
- 譲与基準は、人口です。

特別法人事業税の概要

◎適用

令和元年10月1日以後に開始する事業年度について適用されます。
(事業年度が一年の場合、令和2年5月の中間申告から適用となります。)

◎納める人

法人事業税のうち所得割または収入割を納める法人

◎納める額

基準法人所得割額(基準法人収入割額)※ × 税率 = 税額

※標準税率により計算した法人事業税の所得割額・収入割額

◎税率

区分(課税標準)		税率
外形標準課税対象法人(※)の基準法人所得割額		260.0%
外形標準課税対象法人以外の法人の基準法人所得割額	普通法人	37.0%
	特別法人	34.5%
収入金額課税対象法人の基準法人収入割額		30.0%

※外形標準課税対象法人とは、資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人をいいます。

◎納める時期と方法

法人事業税と同じ申告書・納付書により、県(県税事務所)に申告納付します。
現在の法人事業税・県民税の申告書・納付書に特別法人事業税を記載します。

予定申告について

令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度については、前年度の特別法人事業税額がないため、経過措置が設けられています。

◎令和元年10月1日以後に開始する最初の事業年度

<法人県民税> (前事業年度の法人県民税法人税割額×1.9)÷前事業年度の月数
<法人事業税> (前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)÷前事業年度の月数)×6.3
<特別法人事業税> (前事業年度の法人事業税額(合計)÷前事業年度の月数)×2.3

◎次年度以降

<法人県民税> (前事業年度の法人県民税法人税割額×6)÷前事業年度の月数
<法人事業税> (前事業年度の法人事業税額(割ごとの額)÷前事業年度の月数)×6
<特別法人事業税> (前事業年度の特別法人事業税÷前事業年度の月数)×6

その他 eLTAXに関するお知らせ ◆詳しくはeLTAXホームページへ <http://www.eltax.jp/>

◎令和元年10月1日から、地方税共通納税システム(電子納税)が始まりました。

●地方税共通納税システムとは

全ての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。
広島県では、令和2年9月以後に電子納税をされた法人については、次回以降納付書を送付しないこととします。

◎令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、大法人(資本金が1億円超の法人等)が行う申告について、eLTAXによる電子申告が義務化されました。

<お問い合わせ先>

- ・西部県税事務所 (082-513-5353, 5355, 5357, 5351)
- ・東部県税事務所 (084-921-1306)
- ・北部県税事務所 (0824-63-5181)
- ・県庁税務課 指導第一グループ (082-513-2327)